国労東海自協申第3号

2026年夏季手当の支払いについて申入れ！

2026年2月17日、国労東海自動車協議会はジェイアール東海バス株式会社へ「2026年夏季手当の支払いについて」国労東海自協申第3号にて申入れ致しました。

2026 年夏季手当の支払いについて

国労東海本部は組合員の生活実態を基本に月例賃金の大幅な底上げをはじめとした「2026 年 4 月 1 日以降の新賃金等について」を国労東海自協第 2 号として申し入れているが、同時に 2026 年夏季手当についても組合員は賃金と位置付け、生活設計上重要であるとの認識を持っている。

今般の現状認識と生活安定・向上の必要性については国労東海自協申第 2 号により触れているが、国労「生活実態アンケート」において組合員は、期末手当を月例賃金で賄えない部分の補填に充て生活給としていることは言うまでもなく、今年も既に多くの分野で諸物価高騰が続き、生活給の一部になることは労使で認識が一致している。

バスで働く社員は、高まる生産性を背景に日々の安全・安定輸送を支え続けてきている。社員・家族の生活を守る意味でも期末手当に対する期待が高まっている。

下記のように申し入れるので、要求を真摯に受けとめ、団体交渉を開催し、解決を図られたい。

記

1. 支払額は、2026 年 6 月 1 日現在における基準内賃金の 3.3 ヶ月分とすること。
2. 支払いにあたっては、契約社員の支給額の算定はバス社員と同様とすること。
3. 支払いにあたっての成績率査定は厳格・公平・公正に行うこと。
4. 支払いは、2026 年 6 月 30 日までとすること。回答は 3 月19日までに行うこと。

以上

国労東海かべ新聞
国鉄労働組合東海本部　編集責任者：教宣部長
国労東海本部ホームページ　https://www.kokurotokai.com